改正 令和2年2月19日 原規総発第2002191号 原子力規制委員会決定

令和2年2月19日

原子力規制委員会

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正について

原子力規制委員会行政文書管理要領 (原規総発第 120919005 号 (平成 24 年 9 月 19 日原子力規制委員会決定)) の一部を別添新旧対照表のように改正する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

原子力規制委員会行政文書管理要領 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後							改 正 前					
別表第3 (原子力規制法令) (1)核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第 166号)関係							別表第3(原子力規制法令) (1)核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第 166号)関係					
事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会 への報告の要否	事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会 への報告の要否	
1~182	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1~182	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
183	保障措置室	原子炉等規制法第 61 条の 8 の 2 第 1 項の規定による保障措置検査(実施に関 し必要な事項を委員会が 別に定める要領において 定めたものに限る。) に関 すること。	主管課等の長		否	183	保障措置室	原子炉等規制法第 61 条の 8 の 2 第 1 項の規定によ る保障措置検査 (IAEA から の通告に基づくものに限 る。) に関すること。	主管課等の長		否	
184~	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	184~	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
188						188						
189	保障措置室	原子炉等規制法第 61 条の 23 の 7 第 1 項の規定による実施指示書 (実施に関し 必要な事項を委員会が別に定める要領において定めた保障措置検査に係るものに限る。) の交付及び職員の指定に関すること。	主管課等の長		否	189	保障措置室	原子炉等規制法第 61 条の23 の7第1項の規定による実施指示書の交付(IAEAの通告に基づくものに限る。)及び職員の指定に関すること。	主管課等の長		否	
190~	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	190~	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
452						452						